

三重県公共事業情報統合データベース（第8期）

構築・運用保守業務委託

全体仕様書（案）

<補足>

情報提供依頼に係る大きな内容2点を追記します。

- ・ 当該全体仕様書で情報提供依頼（RFI）していますが、現在の建設系DX関連システム分野において、より良いご提案がある場合、以下の2種類の回答をお願いいたします。

- ① 仕様書のとおり業務を行う場合
- ② 貴社の提案内容を行った場合（軽微な内容を除く）

・ 現行システムから次期システムに伴う5つの主な機能に係る継続の有無について

1. 成果品の検索 ⇒ 継続
2. 台帳類の検索 ⇒ 機能廃止
3. 地図の作成 ⇒ 機能廃止
4. 要綱・要領の掲載 ⇒ 機能廃止
5. 図面のPDF化機能 ⇒ 機能廃止

三重県 県土整備部

技術管理課情報化班

1.	仕様書等の構成	2
2.	仕様書等の表記について	2
3.	委託業務の概要	3
3.1.	委託業務名	3
3.2.	三重県公共事業情報統合データベースの開発について	3
3.2.1.	委託業務の目的	3
3.2.2.	システムの位置付け	4
3.3.	委託期間	4
3.4.	運用までのスケジュール	4
3.5.	受注者の推進体制	4
3.6.	受注者の注意事項	4
3.7.	機器調達について	5
4.	業務内容と範囲について	6
4.1.	業務内容	6
4.2.	業務範囲の考え方	6
4.3.	システム更新等の業務範囲	6
4.4.	システム更新に伴う付帯作業の業務範囲	6
4.4.1.	利用者向け研修	6
4.4.2.	次期システム更新業務受注者に対するサポート	7
4.4.3.	システムデータ移行等	7
4.4.4.	マニュアルについて	7
5.	納入物品について	8
5.1.	機器等の納入（業務遂行に必要な場合のみ）	8
5.1.1.	納入物品	8
5.1.2.	納入スケジュール等	8
5.1.3.	設置場所、設置時期、	8
5.1.4.	機器等の納入方法	9
5.2.	ドキュメント類の納入	9
5.2.1.	納入物品	9
5.2.2.	納入数量等	9
5.3.	納期	10
5.4.	撤去作業	10
6.	費用支払条件等	10
7.	検収要件	10
8.	参考事項	10
8.1.	既存ネットワークの状況	10
8.2.	既存ソフトウェアライセンスの状況	10
8.3.	情報システムの共通機能基盤 リモート保守環境の利用	11

三重県公共事業情報統合データベース（第8期）構築・運用保守業務委託仕様書

1. 仕様書等の構成

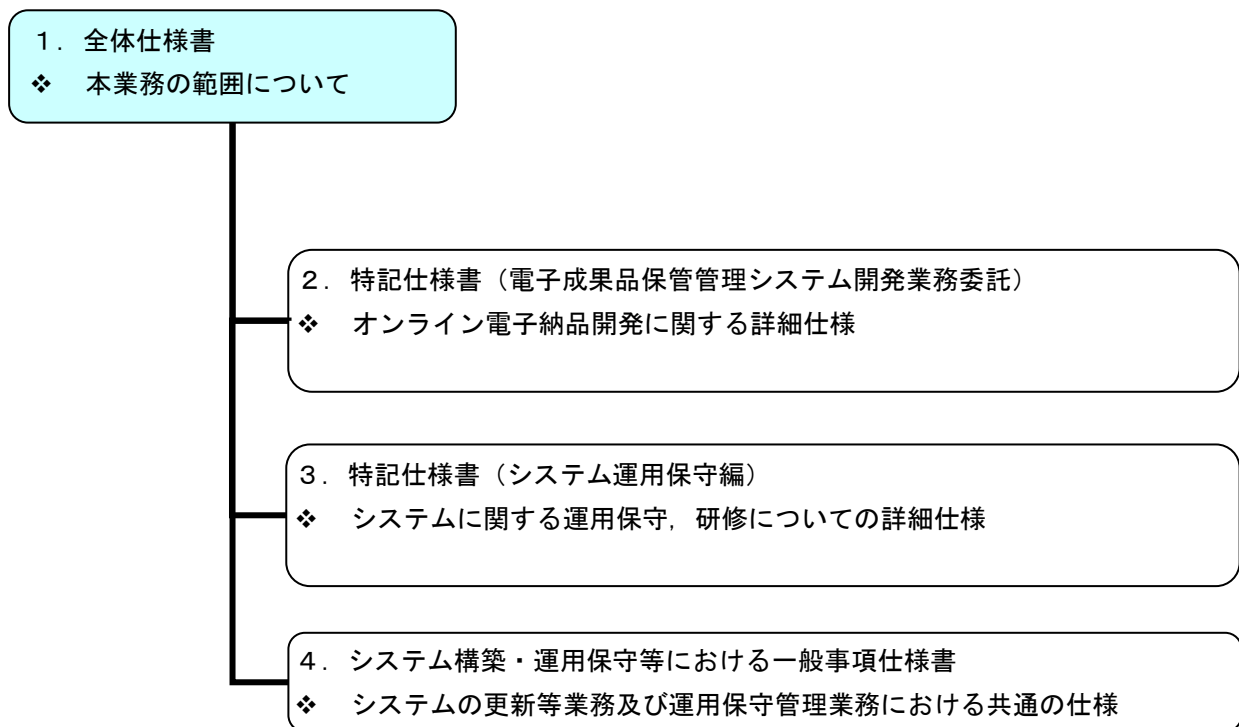
三重県公共事業情報統合データベース（第8期）構築・運用保守業務委託（以下、本業務という。）に適用する仕様書等は以下のとおりとし、受注者は仕様書等に記載する業務の範囲において仕様書等に基づき本業務を履行するものとする。

- ・ 全体仕様書
- ・ 特記仕様書（電子成果品保管管理システム開発業務委託）
- ・ 特記仕様書（システム運用保守編）
- ・ システム構築・運用保守等における一般事項仕様書

また、全体仕様書及び特記仕様書は、一般事項仕様書よりも優先する。

なお、一般事項仕様書の条項は、全体仕様書及び特記仕様書に記載されている業務内容に応じた条項を適用するものとする。

なお、システムの安定性や保守性を重視し、利用実績を有するASPサービスやパッケージ製品を可能な限り活用すること。また、ASPサービスやパッケージ製品を活用する場合は、システム設計や開発、各種テスト、成果物等、本仕様書に記載の項目のうち業務履行に必要な範囲で読み替えて対応すること。



2. 仕様書等の表記について

仕様書等において、「要件」、「想定」と表記している項目の扱いは、以下のとおりである。

- ・ 要件：本業務における最低限の仕様であり、記載している仕様と同等以上の成果を求める項目である。なお、契約額の範囲内で実現できること。

- ・ 想定：発注者が想定している仕様であり、記載している仕様と異なる内容の成果を認める項目である。なお、契約額の範囲内で実現できること。

3. 委託業務の概要

3.1. 委託業務名

三重県公共事業情報統合データベース（第8期）構築・運用保守業務委託

3.2. 三重県公共事業情報統合データベースの開発について

3.2.1. 委託業務の目的

三重県では、公共事業のコスト縮減、公共施設の品質確保・向上とさらなる情報提供の実現を目指し、平成13年12月に「三重県版 CALS/EC 整備基本構想」を策定し、CALS/EC（公共事業のIT化：「公共事業支援情報システム」）を継続して推進している。

現行の三重県公共事業情報統合データベース（以下、現行システムという）は、公共事業に関する情報を位置情報（ポリゴン、ライン、ポイント情報）や施設情報に紐付けて、一元的な管理・提供を目指して構築したものであり、公共事業全般にわたる総合的なマネジメント及び県民サービス向上のツールとして平成25年度から運用を開始している。

現行システムは第7期目のシステムであるが、今回、保守期限を迎えるに当たり、その利便性や安定性の向上を図り、更なる業務の効率化につなげるため、オンライン電子納品機能を新たに追加した次期三重県公共事業情報統合データベース（以下、システムという）の「システム開発」「システムデータ移行」「運用保守」業務を行うものである。

(ア) システム開発

システムは、特記仕様書及び機能一覧表に示した機能要件を満たすこととする。

なお、オンライン電子納品機能についてはオンライン電子納品実施要領【工事編】及びオンライン電子納品実施要領【業務編】を満たすものとする。

(イ) システムのデータ移行

公共事業全般にわたる汎用性の高いデータの蓄積により、公共土木施設等のライフサイクルに合わせたデータの利活用を支援することを目的として、現行システムに登録されている、電子成果品等のデータについて新しいシステムにおいて漏れなく、快適に利活用できるように、システムデータ移行を行う。

台帳類に関しては新しいシステムへのデータ移行はしないが、現行システムのデータを引き継げるように適切なデータ移行作業を行う。

(ウ) システムの運用保守

システムの快適かつ安定的な運用のため、運用保守業務を行う。

3.2.2. システムの位置付け

三重県の公共事業に関して現在運用している主な情報システムは、『公共工事進行管理システム』、『公共事業電子調達システム』が構築されている。本システムは、これら各システムを使用した公共事業の執行を支援し、これら各システムからの情報を保管・活用するとともに、公共事業情報の共有化を視野に入れた、CALS/ECの中核をなすものである。

3.3. 委託期間

契約締結の日から令和16年4月28日までとする。

なお、システムが他業務等で延伸運用される場合は、契約期間の末日までとする。

ただし、「システム構築」、「システムデータ移行」、「試行運用」の結果の提出、検査及び運用保守業務に必要なドキュメントの提出、運用保守体制の確立については、令和10年3月31日までに完了することとする。

3.4. 運用までのスケジュール

システムの試行運用は、既存ハードウェア撤去作業を考慮し、システム移行期間中の令和10年2～3月から開始することを目処とする。

当該業務のスケジュールは下記を想定しているが、工程の変更が見込まれる場合は、上記の本格運用開始日に合わせた作業スケジュールを提案のうえ、その工程表を提出すること。

- ・ 契約日～令和10年2月 システム開発、システムデータ移行
- ・ 令和10年2月～令和10年3月 試行運用、不具合対応
- ・ 令和10年4月～令和16年3月31日 運用保守

3.5. 受注者の推進体制

- (ア) 推進体制は、本業務を執行する全体組織、執行体制（人数配置等）等について具体的な体制図を作成し、発注者に提出し承認を受けること。
- (イ) 本業務を円滑に遂行するための実施責任者をシステム構築・運用保守等における一般事項仕様書（以下一般事項仕様書）という。）第11条にもとづき配置すること。
- (ウ) 受注者は発注者と連携し本業務を行うものとする。
- (エ) 受注者は統括実施責任者を選任し、工程調整・設定等の調整を綿密に行うこと。
- (オ) 緊急時の連絡体制については、契約成立後速やかに、発注者及び機器調達・保守業者と相互に打合せ、書面にて連絡網を整備し、発注者と共有するものとする。

3.6. 受注者の注意事項

- (ア) 全体仕様書および特記仕様書に定めのない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- (イ) 受注者は、何人に対しても、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た情報の一切を漏らしてはならない。
- (ウ) 受注者は、本業務を契約してから安定稼働が確認できるまでの期間は発注者との打

合せを適時行うとともに、その内容を議事録にまとめ、打合せ実施後 5 開庁日以内に発注者へ提出し、承認を得ること。

- (エ) システムの移行後は、受注者と発注者が参加する運用報告会を月 1 回程度行うとともに、その内容を議事録にまとめ、発注者へ提出し、承認を得ること。
- (オ) 全体仕様書および特記仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなる場合においても、発注者に対し別途費用を請求することはできない。ただし、発注者の要求した仕様の追加変更による追加費用については別途協議を行って決定する。
- (カ) 全体仕様書の解釈について受発注者間で齟齬がある場合は、発注者の解釈によるものとする。
- (キ) 全体仕様書および特記仕様書に定めのない事項が発生した場合および疑義が発生した場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

3.7. 機器調達について

(ア) 機器調達

サービス提供にあたり機器調達が別途必要な場合は、受注者が必要な機器や各種ソフトウェアを調達すること。

(イ) 運用保守

調達した機器について、システムの稼働に影響を与えないように受注者が監視ソフト等を用いて適切に運用保守すること。

(ウ) ソフトウェアのバージョンアップ、パッチ対応等の更新

ソフトウェア製品のバージョンアップ及びパッチ対応等について、調達した機器のソフトウェア製品においても対応が必要となった場合、受注者が適用に際してシステム全体（パッケージや開発した業務システムを含む）への影響調査を行い、必要に応じて対策を検討し、サポート期限に合わせた更新を実施するものとする。

なお、本業務で調達したソフトウェア製品に関するパッチのインストール作業等は、本業務の保守業務の範囲内とする。

(エ) 障害発生時

障害時対応において、受注者がハードウェア及びネットワーク障害を監視ソフト等で検知した場合に、下記の作業を行うものとする。

- ・影響範囲調査
- ・発注書への連絡・調整
- ・復旧対応作業
- ・全体の進捗管理
- ・部品交換等が生じた場合の最終的なスケジュール調整（必要時に限る）

(オ) 責任の範囲

前記(ア)～(エ)に該当しない案件においては、緊急時を除き、事前に発注者と協議のうえ責任範囲を決定し、作業に着手するものとする。

また、緊急時の場合は、受注者が中心となり、発注者への連絡、対策の検討・システム及びデータのバックアップ対応までを先行して実施するものとする。

(カ) 機器の状況把握

- 1) 機器のリソース管理

データセンターに設置する機器について、サーバ機器・ミドルウェア等のリソース管理できる機能を備え付けること。リソース管理（ハードウェアの使用状況確認）を運用保守業務において実施すること。

2) 異常発生時の通報

データセンターに設置する機器には、機器等の異常情報について通報する機能が備えられているので、通報する相手及び内容を発注者と協議のうえ決定し適用すること。

4. 業務内容と範囲について

4.1. 業務内容

受注者はシステム構築、移行に対する業務及び運用支援業務を行う。

移行に対する業務とは、受注者が調達した機器等にデータ等を移行させ、システムを正常稼働させることとする。

なお、システムは、別添現行システム仕様及び機能一覧表に示した機能要件を満たすこととする。

運用支援業務とは令和10年度から約6年間のシステム及び機器・ソフトウェアの運用保守を行い、発注者に対して運用保守にあたって適切な運用のための支援を行うこととする。

4.2. 業務範囲の考え方

本業務の範囲は、システム開発（既存パッケージ利用の場合は、当該パッケージの準備、適用作業）、システムデータ移行とその付帯作業、システム改修業務、運用テストならびに令和17年3月31日までのシステムの運用保守業務一式、運用終了後のシステム撤去とする。

4.3. システム更新等の業務範囲

試行運用期間中は、随時要望対応及び不具合についても対応を行うこと。

（試行運用中の要望とは画面帳票等の文言修正、レイアウト等の軽微な仕様変更を想定）。

システム運用保守の業務範囲及びその詳細については、特記仕様書（システム運用保守編）によるものとする。

4.4. システム更新に伴う付帯作業の業務範囲

4.4.1. 利用者向け研修

（ア）利用者向け研修の計画・運営・実施（講師および補助インストラクター）を付帯作業の範囲とする。

（イ）利用者向け研修の会場については、日程等の調整を含め発注者にて用意する。

研修会場は、三重県行政情報ネットワーク（以下、県庁WANという。）に接続した状態で研修を行うことが可能である。また、研修に必要な操作端末は利用者又は発注者において用意する。

（ウ）利用者向け研修に使用するサーバ機については、本番系ハードウェアを使用することを可とするが、テスト等に影響を及ぼさないように必要に応じて、受注者において機器を

用意すること。研修会場への機器の導入、研修環境の設定、運用、オペレーション等全ての作業を業務の範囲とする。

- (エ) 研修環境で使用する研修用のツールやシステムの開発が必要な場合は、業務の対象とする。
- (オ) 利用者向け研修用テキストを必要部数作成し配布することを業務の対象とする。
- (カ) 研修参加者に対するアンケート調査の実施とその分析作業、ならびに利用者向け研修での質問事項をFAQにとりまとめたうえで、マニュアル等に反映し、発注者が利用者向けに開設しているホームページのデータを作成することを業務の対象とする。

4.4.2. 次期システム更新業務受注者に対するサポート

本業務終了に伴い、次期システムへ更新となる場合は、円滑に更新業務受注者へ移行できるようにサポートすること。とくにデータの移行等が生じる場合は必要に応じて技術的なサポートを行うこと。

なお、移行するデータは、本業務の受注者が汎用的なデータ形式でのエクスポートを行い、発注者を通じて次期システム更新業務受注者へ提供すること。

4.4.3. システムデータ移行等

- (ア) 現行システムからのシステムデータ移行に関する作業を付帯作業の対象とする。
ただし、データ取り出しは現行システム運用保守業務受注者が行い、システムデータ移行に必要な仕様等は発注者を通して提供、調整する。
- (イ) 次期システム移行時のシステムデータ移行に関する作業及びデータ取り出しを付帯作業の対象とする
- (ウ) 初期設定データ作成等の実施作業に関することを付帯作業の対象とする。
- (エ) 移行に関して必要となる機器及び媒体等の取得については業務の範囲に含める。
- (オ) システムデータ移行ボリューム（現行システム概数）は、以下のとおり。

データ名称	媒体	データ量	内容	備考
電子 成果品	HDD	約 40,000 件 (約 13,000GB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事電子成果品（工事写真、出来形管理図、工事完成図等） ・ 業務電子成果品（図面、報告書、写真、測量成果、地質土質成果等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品に関する概要情報(csv形式)についても連携を図ること（概要情報の案件総数は約 54,000 件、工事名や執行機関名など 33 項目/件）

なお、これらの数値は令和 8 年 3 月末現在であるため、変動する場合がある。

4.4.4. マニュアルについて

操作マニュアルは以下のとおり作成すること。

- (ア) 利用者向け操作マニュアルの作成
 - 県職員でシステムを利用する利用者及びオンライン電子納品をする工事や業務委託の受注者を対象とする。
 - 業務処理、研修教材および機能紹介に十分利用できるものとして、各機能単位に操作の手順、入力方法およびメッセージ等を明確に記述するものとする。また、システ

ムに関するFAQ、障害時の連絡方法等についても明確に記述すること。

(イ) システム管理者向けマニュアルの作成

システム管理者として登録した者（以下、システム管理という。）を対象としたシステム管理マニュアルを、利用者向け操作マニュアルとは別に作成すること。障害時の対応や、マスタデータをはじめとする定義情報の管理方法などについても記述すること。

(ウ) 運用者向けマニュアルの作成

運用者向けのマニュアルとして、システムに関して運用者（受注者）が行うべき作業の定義と運用ツール等の操作方法について記述したマニュアルを作成すること。

なお、障害時の緊急対応方法については必ず明記すること。

(エ) マニュアルの提供方法

利用者向け操作マニュアルについてはPDF またはhtml 形式等でネットワーク上に提供し、ユーザPCから利用できるようにすること。

マニュアルは加工が可能となるよう、原本を電子媒体（使用ソフトは事前に協議すること）にて1部、紙媒体で1部を納品すること。

5. 納入物品について

5.1. 機器等の納入（業務遂行に必要な場合のみ）

システムに必要となるサーバ機器およびソフトウェア等（以下、機器等という。）の仕様については、仕様書等の定める品質及び性能等（以下、稼働要件という。）を満たす機器設定の諸元を設計のうへ、必要な場合にのみ調達すること。

なお、稼働要件を満たすため、機器の設定等に変更が必要になる場合、発注者と別途協議するものとする。

5.1.1. 納入物品

(ア) 構築したシステムは、稼働状態のシステム（ハードウェア、ソフトウェア等）およびその実行ファイル、ソースコード、リカバリーツール、バックアップデータ、マニュアル等を併せて、調達する受注者が納品するものとする。

ただし、既存パッケージソフトウェアを利用した場合、受注者の所有するパッケージソフトウェア及び当該ソフトウェアに関連する各種資料等の著作権は受注者に帰属するため、システム構築・運用保守における一般事項仕様書」第24条および第25条にもとづき納品すること。

5.1.2. 納入スケジュール等

納入スケジュールおよび立会い等については仕様書等の内容およびシステム稼働時期を考慮し、関係者と調整のうへ納入すること。

5.1.3. 設置場所、設置時期、

機器の設置場所等の詳細については受注者が定めることとする。

5.1.4. 機器等の納入方法

機器、ソフトウェア等について納入がある場合は次の項目にもとづくこと。

- (ア) 機器等のネットワークへの接続に際しては、ネットワークケーブルの敷設（モール工事等）もその作業の中に含まれる。作業詳細については三重県ネットワーク管理担当者と事前に協議すること。
- (イ) 各機器（ラックマウントおよびタワー型機器）を設置する床はフリーアクセス板であり、キャスターは取り外して設置すること。詳細については発注者およびIDCと調整を行うこと。
- (ウ) 機器等についてはBIOS設定、環境設定、機器セットアップを行い、動作確認が済んだ状態で納入すること。
- (エ) 使用するソフトウェア関係は、運用中に追加費用が発生しないよう、導入当初はダウングレードさせるなど、サポート期限を考慮して納入すること。
- (オ) フリーアクセス板の加工については、事前にその内容を業務打合せ簿にて発注者に提出し、許可を得ること。
- (カ) ラック下までの電源はIDCが準備することとなるため、変更が必要な場合は作業日程等を納入業者決定後、発注者およびIDCと調整すること。電力容量の検討を行うなど、適切な設置および施工管理を行うこと。
- (キ) 発注者が不要と判断した梱包材について撤去を行うこと。

5.2. ドキュメント類の納入

5.2.1. 納入物品

納入物品は以下を基本とするが、詳細は業務の執行内容を元に協議し、決定後納入すること。

なお、納入済み物品の内、本運用後のシステム運用保守業務に必要となるものについては、発注者から貸与する。

- (ア) 業務計画書
- (イ) 打合せ記録簿
- (ウ) 移行設計書
- (エ) テスト設計書
- (オ) 運用保守報告書（月次、年次）
- (カ) マニュアル
- (キ) その他、本業務の目的に必要な各種ドキュメント

5.2.2. 納入数量等

納入数量は電子媒体（CD-R または DVD-R）1部および、これと同じ内容のものをA4版（A3版の折り込み可）で印刷、ファイリングした紙媒体1部とする。

電子媒体のファイル形式は、マニュアル関係は発注者が修正できる形式とし、他は三重県行政WANシステムパソコン等配布管理要領により配布された機器でデータ処理できる形式とする。

5.3. 納期

最終納期は契約期間満了日とするが、全体仕様書記載のスケジュール等に基づき順次納品すること。

5.4. 撤去作業

現行システム運用は、本業務の本格運用開始日から運用開始年度開始日（令和 10 年 4 月 1 日）までの間に終了し、現行システムに係る物品（ハードウェア等）は現行システム運用業者が撤去（データの完全な消去を含む）を行うものとする。受注者は撤去のための円滑な作業の協力体制をとること。

6. 費用支払条件等

受注者決定後、発注者と協議のうえ、支払時期及び各年度の業務に応じた支払金額（年度割）を決定するものとする。

「運用保守業務」の支払時期と回数は、各年度末の 3 月末の履行確認後に 1 回を標準とする。ただし消費税変更にかかる施行日を含む年度においては、施行日前日において必ず消費税変更前にかかる履行分の確認を行って支払い額の確定を行うものとし、年度末の 3 月末にもう 1 回の計 2 回履行確認を行うものとする。

7. 検収要件

仕様書等に基づいて検収を行う。

8. 参考事項

8.1. 既存ネットワークの状況

- ・ ネットワーク構成例

参考資料 別紙 1「三重県県庁 WAN 概要図及び外部セグメントの利用について」参照
現時点において業務系セグメントのセキュリティ強化のため、業務系セグメントとインターネットとの通信を不可となっている。このため、原則としてインターネットとの接続を必要としないシステム構成とすること。

- ・ LAN 回線容量

- ・ 総合（本）庁舎間及び総合（本）庁舎内幹線 1 G b p s
- ・ 利用者接続線 1 0 ～ 1 0 0 M b p s

8.2. 既存ソフトウェアライセンスの状況

- ・ ウィルス対策ソフトについて

サーバ機器のウィルス対策ソフトとして、三重県が一括調達している以下のソフトウェアが利用可能である。

- ・ Windows Defender
 - ※Defender では不都合のある機器のみ TREND MICRO ApexOne を利用する。
- ・ 本県が保有し使用可能なライセンス
 - ・ Windows Server 2022 ユーザ CAL
- ・ 現行システムが使用しているソフトウェアと所有しているライセンス数量は以下の通り

製品名	数量	備考
Office Standard 2016	1	
Acronis Backup 12.5 Standard Virtual Host incl. AAS GV/AC 3-7	2	
AB Standard Virtual Host - Maintenance AAS GV/AC 3-7	12	
ARCserve Backup r17.5 for Win	1	
WinSvrSTDCore 2016 OLP 2Lic NL Gov CoreLic	50	
CS-GV Web Server 4.1	1	
LM Server		CS-GV ライセンス サーバー用
CS-GV 追加ライセンス	1 6	
Postgre SQL 9.0	1	
Post GIS 2.0	1	
MS4W	1	
KA-map1.0	1	
Symfoware クライアント	1	富士通データベ ースドライバ
CALS-PDF severWeb	1	

- ・ 購入価格テーブルについて

三重県では、以下の価格テーブルで製品の購入が可能である。

Microsoft 製品について

- ・ 地域 Select Plus for Government Partners

Just System 製品について

- ・ JL-Excellent D

8.3. 情報システムの共通機能基盤 リモート保守環境の利用

システムの運用保守については、三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課が提供する、「情報システムの共通機能基盤 リモート保守環境」を使用することも可能である。（リモート保守環境の詳細については別途協議するものとする。）

なお、現行システムでは貸し出し専用端末を無償で貸し出ししている。上記リモート保守環境を利用する場合は、手続きに必要な書類等の作成に協力し、提出すること。

令和7年度までは現行リモート保守環境が継続するが、令和8年度以降のリモート保守環境は未定なため、必要に応じて別途協議を行う。